

稲 城 市
いじめ防止基本方針
(改定)

令和5年10月

稲 城 市

稲城市いじめ防止基本方針 目次

第1	いじめ防止等の基本的な方針	1
1	基本方針策定の意義	1
2	いじめの定義	1
3	いじめの禁止	1
4	いじめ防止等に関する基本的な考え方	2
第2	いじめ防止等の具体的な対策	3
1	市及び教育委員会が実施する施策	3
2	学校において実施する取組	6
3	重大事態への対処	9
図	(いじめ問題への組織的対応に係る全体構造)	10

本基本方針は、市長決定後、平成27年4月1日から実施する。

(令和5年10月23日 一部改定)

稲城市いじめ防止基本方針

第1 いじめ防止等の基本的な方針

1 基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにして作るかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、とりわけ学校におけるいじめ問題への対応は最重要課題の一つである。

いじめ防止基本方針（以下「基本方針」と言う。）は、市立学校（以下「学校」と言う。）におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的のもとに、稲城市（以下「市」と言う。）、学校、家庭、地域その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」と言う。）に基づき、本市におけるいじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処を言う。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

4 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校にも起こりうるとの認識のうえで、市、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係機関の連携のもと、次のことを基本として行わなければならない。

(1) 未然防止

いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校にも起こりうることから、この問題には全ての児童・生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。

また、全ての児童・生徒がお互いを認め、心の通う望ましい人間関係を育むために、学校をはじめ、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校における全ての教育活動を通して、全ての児童・生徒がいじめは人として決して許されないことを理解し、自覚させるとともに、全ての児童・生徒が安心でき、自分の存在や相手の存在を認め、互いの人格を尊重するという経験を重ね、望ましい人間関係を作る力を育んでいく。

また、児童会や生徒会など、児童・生徒による主体的な取組への支援の推進に加え、全ての児童・生徒が安心でき、自尊感情や自己肯定感などを感じられる学校や学級作りを推進していく。

あわせて、いじめへの取組の重要性や学校などの姿勢、取組について、積極的に保護者や地域へ発信し、取組を推進するための普及・啓発活動を推進する。

(2) 早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対応の前提であり、全ての大人が連携・協力し、児童・生徒の小さなサインに気付く力を高めていくことが必要である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやからかい、ふざけあいなどに見えたりする場合など、大人が気付くにくく判断しにくい形で行われることも認識し、児童・生徒の小さな変化を捉え、理解を深めていくことが大切である。

このため、学校の教職員をはじめ、大人は児童・生徒の話に耳を傾け、心に寄り添い、その気持ちを受け止め、児童・生徒との信頼関係などを高めていくとともに、学校などによるいじめの実態等を把握するための取組や、学校内、あるいは学校外における教育相談体制の充実を図る。

また、電話やメールによる相談窓口等の周知などにより、児童・生徒が「声」を上げやすい環境作り、雰囲気作りに取組んでいく。

さらに、家庭や地域などと連携し、地域の中で児童・生徒を見守っていく取組などを推進する。

(3) 早期対応

いじめの情報やいじめの兆候が確認された場合には、いじめを受けている児童・生徒などの安全確保をはじめ、再発の防止など学校において迅速に対応していくことが重要である。また、保護者や教育委員会への連絡・相談や、状況に応じ関係機関との連携が必要である。

このため、いじめられた児童・生徒からの情報や、いじめの兆候を確実に受け止め、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめを受けている児童・生徒を組織的に守り通し、再発防止に向けた取組などを徹底していく。

また、いじめ問題に適切に対応するため、個々の教員のいじめの問題への理解を深め、指導力を高めるとともに、教員個人が抱え込まず、教職員が一体となり、学校全体で保護者や関係機関とも連携を図りながら、組織的に対応できる体制を整えていく。

特に学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止等に実効的に取り組む組織（いじめ対策委員会）に対し、当該のいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

(4) 家庭や地域、関係機関との連携

地域ぐるみで児童・生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、いじめが複雑化・多様化する中で、いじめ問題に迅速かつ的確に対応していくには、家庭や地域の方々、関係機関と連携が重要である。

このため、いじめ問題に対応し、家庭や地域、関係機関との適切な連携の確保や情報共有するしくみを構築していく。

また、PTAや地域の関係団体等と学校がいじめについて協議する機会を設定したり、学校運営協議会、地域教育懇談会等を活用したりするなど、いじめについて家庭や地域が連携した対応を推進していく。

第2 いじめ防止等の具体的な対策

1 市及び教育委員会が実施する施策

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

- ア 児童・生徒がいじめについて深く考え、理解するための取組として、学校とともに日常的な教育活動を通して人権意識を高める指導や機会、道徳の授業を充実する。
- イ 生命や自然を大切に作る心、社会性や規範意識などを育むため、学校における自然体験活動や宿泊体験などの体験活動を推進する。
- ウ 児童・生徒が主体的に行う、いじめを生まない、許さない学校づくりに取り組む活動を支援する。
- エ 保護者や地域の方々と構成される地域教育懇談会、学校運営協議会等で、いじめの問題など、学校のかかえる課題を共有し、地域ぐるみで解決する取組を促進する。
- オ いじめ問題の解消や児童・生徒のいじめ防止への意識の向上を図るために、毎年11月を「稲城市立学校いじめ防止啓発月間」として、市立小・中学校全校においていじめ防止のための取組を推進する。

(2) 関係機関等と連携した取組

- ア 市と教育委員会は、市長部局関係所管部、教育委員会、医師会、人権擁護委員、民生・児童委員、保護司会、児童相談所、警察署などで構成する「稲城市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめ防止等に関係する機関との円滑な連携及び協力した取組を推進する。
- イ 必要に応じ、法律の専門家等と連携し、公平・中立で、専門性や第三者的立場から調整・解決する機能を確保するなど、いじめをはじめとする学校の諸問題への相談・支援体制等を整備する。
- ウ 保護者が児童・生徒の規範意識を養うための指導などを適切に行うことができるよう、家庭教育への支援を行う。
- エ 東京都が実施する「ふれあい（いじめ防止強化）月間」等を活用し、児童・生徒をいじめから守り、学校、家庭、地域及び関係機関と連携して、いじめ防止等の取組を強化する。
- オ 地域ぐるみで児童・生徒を見守り育むため、地域教育懇談会、学校運営協議会や学校支援のボランティア組織、放課後子ども教室、学童クラブ等の関係諸機関が連携・協働する体制の推進を支援する。

(3) いじめの早期発見と適切な対応

- ア 教育相談室、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、面談、電話、メールなど多様な相談体制の充実を図るとともに、定期的に児童・生徒及び保護者などに周知する。
- イ 関係機関・家庭・地域と連携して問題解決を図る。
- ウ 「ふれあい（いじめ防止強化）月間」の中で、学校とともに、いじめの

状況を適切に把握するための調査など、必要な措置を行う。

エ 学校がいじめへの対応を適切に行えるよう、必要な指導、助言又は支援を行う。

(4) 教職員等の資質の向上及び人材の確保

ア 学校の教職員がいじめ問題に適切に対応できるよう研修の充実を図る。

また、教職員への研修機能のあり方を検討し、具現化する。

イ 生徒指導に係る職員体制の整備など、児童・生徒一人一人にきめ細かく対応できる環境の整備を推進する。

ウ 心理や福祉の専門家などによる、教職員のカウンセリング能力等の資質向上のための研修を推進する。

エ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を有効に活用する方策を学校組織の中に講ずる。

(5) インターネットを通じて行われているいじめ対策

ア 東京都教育委員会が実施しているインターネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールとの連携の下、情報収集を適切に行い、インターネットを通じて行われるいじめに対処する取組を促進する。

イ 児童・生徒の情報モラル、ネットリテラシーを育む活動を支援するとともに、保護者などへのネット問題等への理解・啓発を推進する。

(6) 校務の効率化の支援等

教職員が児童・生徒と向き合い、いじめの防止等に適切かつ組織的に取り組んでいくことができるよう、校務の改善への取組や、学校運営の改善を支援する。

(7) 啓発活動の推進

保護者や地域の方々など広く、いじめ問題やこの問題への取組の重要性などについて、その理解を促すよう、家庭、学校、地域及び関係機関に対して必要な広報その他の啓発活動を推進する。

(8) いじめ防止等のための調査研究の実施

年間を通じ、定期的ないじめの実態等に関するアンケート等の調査を行い、その結果を調査研究し、学校におけるいじめの防止等の取組の充実に資する。

(9) その他

その他いじめ防止等のために必要な措置を講ずるよう努める。

2 学校において実施する取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ア 学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定）及び本方針を参酌し、学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針を定める。
- イ 学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止等の基本的な方向や取組の内容などについて定める。
- ウ 学校は、学校いじめ防止基本方針を定めた後、速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるよう努める。

(2) いじめ防止等に取り組む組織

- ア 学校は、いじめ防止等に実効的に取り組む組織（いじめ対策委員会）を設置する。当該組織は、校長、副校長、教職員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等で構成する。
- イ 当該組織は、全教職員でいじめ防止等の共通理解を図ることや、いじめの認知、対応方針の決定など学校全体でいじめ対策を行う中核となる役割を担う。
また、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。
- ウ 当該組織は、学校において重大事態が発生した場合に、教育委員会の指導、助言または支援のもと、事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) 未然防止

- ア 児童・生徒が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解のもと、全ての教育活動を通じて、人権教育を推進する。
- イ 児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境を作るため、道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ウ 学校は、「特別の教科 道徳」の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童・生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動を推進する。

- エ 学校は、いじめを受けた児童・生徒を助けるためには、児童・生徒の協力が必要となる場合があるため、児童・生徒に対して、教職員等への報告をはじめとする、いじめの傍観者にならない、いじめを止めるための行動をとる重要性を理解するよう促すとともに、主体的な態度を育てる指導を行う。
- オ 一人ひとりの児童・生徒を大切にした指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にした学級経営を目指す。
- カ 児童・生徒の情報モラル、ネットリテラシーを育む教育活動を推進するとともに、ネット上のいじめ防止のための啓発活動を促進する。
- キ 校内研修の充実などを通して教職員の指導力、資質の向上を図る。
- ク 児童・生徒、保護者及び教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。

(4) 早期発見

- ア 教職員は、いじめは大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないのかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめやその兆候を隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- イ 日常的に児童・生徒の様子や行動を観察することにより、児童・生徒の理解を深めるとともに、保護者とも連携を図りながら、いじめの早期発見に努める。
- ウ いじめに関する情報については、日時や関わった児童・生徒、記載者等を明確にし、記録、管理することで、教職員全体で共有する取り組みを推進する。
- エ 教育委員会と連携し、いじめの実態等を適切に把握するため、児童・生徒を対象とする調査等を行う。
- オ 児童・生徒やその保護者、教職員がいじめにかかる悩み等をいつでも相談できる体制を整備する。

(5) いじめへの対処

- ア 児童・生徒がいじめを受けているとわかったときは、教職員が毅然とした姿勢を示し、迅速かつ組織的に事実確認を行うとともに、教育委員会に報告する。
- イ 学校は、いじめを見逃すことなく、また学級担任等が抱え込まないように、「いじめ対策委員会」で迅速かつ的確に対応する。「いじめ対策委員会」において、組織的に対応方針を決定し、チームで対応できる体制を整備し、適切に対応する。

- ウ いじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒を徹底して守り通すとともに、心のケアなどの支援を行い、その保護者への情報提供及び支援を行う。また、必要に応じて、保護者会を開催するなど、保護者との情報共有を図る。
- エ いじめを行った児童・生徒に対する教育的配慮の下の毅然とした指導及び支援、その保護者に対する助言等を行う。
- オ 教育委員会や関係機関、心理の専門家等と連携しながら、いじめを受けた児童・生徒等が安心して教育を受けられるようにするための環境を確保する。
- カ インターネットを通して行われる不適切な書き込みや画像等の拡散等のいじめについて、教育委員会及び関係機関等と連携して迅速に必要な措置を講じる。
- キ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると判断するときは、警察署等との連携を図る。

(6) いじめの解消の判断

- ア いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできないことを全教職員で共通理解する。
- イ いじめが「解消している」と判断する際は、少なくとも、①いじめを受けた児童・生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること及び、②いじめを受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと、の2つの要件が満たされていることを確認する。なお、この相当な期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。
- ウ いじめが解消にいたっていない段階では、いじめを受けた児童・生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- エ いじめが解消に至るまで、いじめを受けた児童・生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を含む対応プランを策定し、確実に実行する。
- オ 「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項第1号）
- イ いじめにより児童・生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項第2号）
- ウ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。
- エ いじめられた児童・生徒又は保護者等から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の調査等

- ア 学校は、重大事態が発生したときは、教育委員会を通じて速やかに市長に報告する。
- イ 市長は、必要に応じ、総合教育会議を招集し、重大事態に対する対応策を検討する。
- ウ 教育委員会又は学校は、総合教育会議の方針に従い、重大事態に対処するとともに、学校が設置する重大事態組織において、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 教育委員会は、学校が調査を行うときは、必要な指導、助言又は支援を行う。
- オ 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供する。
- カ 教育委員会は重大事態に関する調査の結果について、市長に報告するとともに、教育委員会会議において報告する。
- キ 総合教育会議にて講ずべき措置や再調査の必要性について協議し、市長が必要であると認めるときは再調査の実施を指示する。

いじめ問題への組織的対応に係る全体構造

※白矢印は、いじめ問題の流れ

※黒矢印は、重大事態があった場合のいじめ問題の流れ

